

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

青森県立柏木農業高等学校

学校いじめ防止基本方針

青森県立柏木農業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。更に、近年発達の度合いによつて引き起こされる事案が発生するなど、いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法」第2条
※けんかやふざけ合いであっても、その背景を調査しいじめであるか否かを判断する。

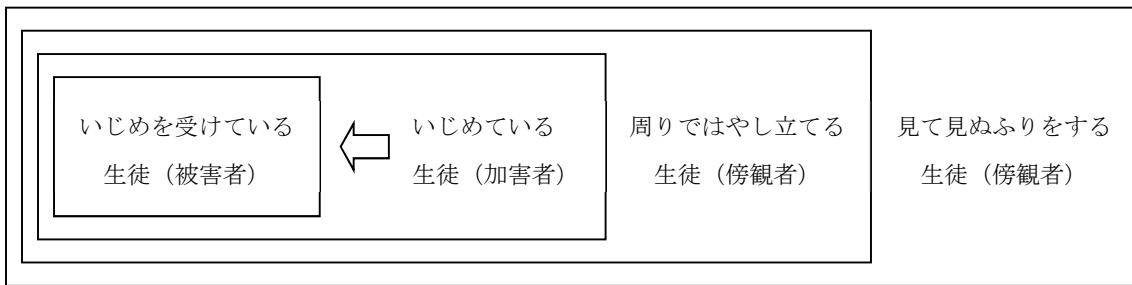
（2）いじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ②「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起り得る」との認識
- ③「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（3）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、これらを取り巻く「はやし立てる生徒（観衆）」や「見て見ぬふりをする生徒（傍観者）」という集団が存在する場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。



②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ア) 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- イ) 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- エ) 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- カ) 欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ) 仲間はずれ、集団により無視される。
- ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ) 金品をたかられる。
- カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする直接的行為及びネット上の行為。
- ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- コ) その他、けんかや些細な人間関係によるトラブル等。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2

4 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、「いじめを生まない土壤づくり」への取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、生徒同士の心の結び付きを深めるとともに、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育むことが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ア) 「楽しい授業」、「分かる授業」を通して生徒の学び合いを導き高め授業づくり
- イ) 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ウ) コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ア) ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- イ) 生徒が達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化を得られる行事の実施
- ウ) ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ア) 担任との面談の実施（4月） 別紙3
- イ) 教育相談委員会の定期的実施（毎月1回）

(4) 人権教育の充実

- ア) 人権感覚の育成と人権意識の高揚
- イ) 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ア) 教科「農業」の科目「農業と情報」における情報モラル教育の充実
- イ) モラル講座（安心安全なネットの利用）の開催（4月）

(6) 保護者・地域との連携

- ア) いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- イ) 各種通信やPTA諸会議などにおける広報活動と意見交換の実施
- ウ) 学校公開の実施による連携の深化

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙4

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙5

(4) 相談体制の整備

ア) 相談窓口の設置・周知

イ) 面談の定期的実施（4月）

ウ) 投書箱の活用

(5) 定期的調査の実施

ア) 学校生活アンケート（いじめ含む）の実施（7月、12月、3月）

(6) 情報の共有

ア) 報告経路の明示・報告の徹底

イ) 職員会議等での情報共有

ウ) 要配慮生徒の実態把握

エ) 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

ア) 安全・安心を確保する。

イ) 心のケアを図る。

ウ) 今後の対策について、共に考える。

エ) 活動の場等を設置し、認め、励ます。

オ) 温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

ア) いじめの事実を確認する。

イ) いじめの背景や要因の理解に努める。

ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。

エ) 今後の生き方を考えさせる。

オ) 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア) 自分の問題として捉えさせる。
- イ) 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ) 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ア) じっくりと話を聞く。
- イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ウ) 保護者とのコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ア) いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- イ) 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ウ) 生徒の行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- エ) 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ウ) 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 青森県教育委員会との連携

- ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- イ) 関係機関との調整

②警察との連携

- ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ) 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ア) 家庭の養育に関する指導・助言

- イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - ④医療機関との連携
 - ア) 精神保健に関する相談
 - イ) 精神症状についての治療、指導・助言
 - ⑤専門家（S C、S S W）との連携
 - ア) 生徒への対応方法の指導・助言
 - イ) 保護者への対応方法の指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ア) フィルタリングの徹底
 - イ) 保護者の見守り、気付き

②情報教育の充実

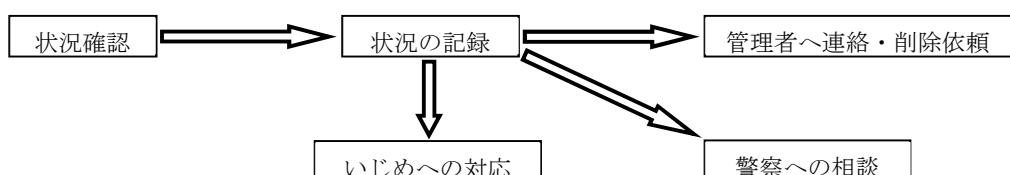
- ア) 教科「農業」の科目「農業と情報」における情報モラル教育の充実
イ) ネット社会についての講話の実施（1学期）

(3) ネットトイじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ア) 被害者からの訴え
 - イ) 閲覧者からの情報
 - ウ) ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



8 いじめの解消

いじめは単純ではなく複雑な構造で発生し、かつ解消には時間がかかる。よって、いじめが「解消されている」状態とは次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらが解消されていても他の事情等を勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること。
(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、次のように対応する。

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

ア) 生徒が自殺を企図した場合

イ) 精神性の疾患を発症した場合

ウ) 身体に重大な障害を負った場合

エ) 高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合

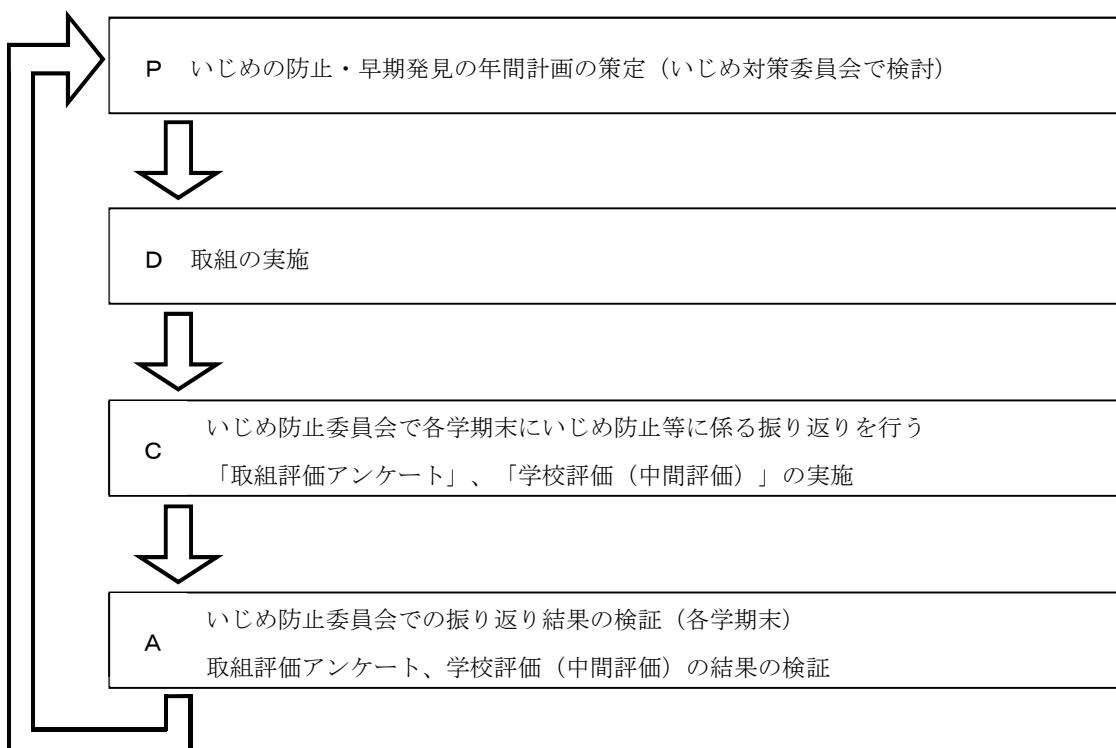
イ) 連続して欠席している場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、青森県教育委員会に報告するとともに、学校が調査主体の場合、組織設置・調査及び情報提供・学校設置者に報告・その結果を踏まえた必要措置を取る。また学校設置者が調査主体の場合は、資料提出等、調査に協力する。

9 評価

P D C Aサイクルの考え方従い、学校の取組を検証し、取組内容や取組方法の見直しを行う。



日常の指導体制

いじめ防止委員

教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、教務主任、農場長、各学科主任、各学年主任、
養護教諭、生徒会担当教員、農業クラブ担当教員、ハートフルリーダー

◇役割

- ①学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ②年間指導計画の作成
- ③校内研修会の企画・立案
- ④調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ⑤いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ⑥要配慮生徒への支援方針

いじめ対策委員

いじめ認知

【重大事態を含む】

※事実を時系列で記録に残す。

生徒指導主事

教頭

校長

いじめ対策委員会

保護者

※複数で対応

地 域

校長、教頭、生徒指導主事・副主任、教務主任、農場長、各学科主任、各学年主任、養護教諭、関係教諭、いじめ防止専門員

◇役割

- ①いじめ認知報告
- ②調査方針・方法等決定 目的、優先順位、担当者、期日等
調査・事実関係の把握
- ③指導方針の決定、指導体制の確立
指導、支援の対象と具体的な手立て
特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）
※懲戒・一部（観衆、傍観者）・全体（全校、学年、H.R.）
- ④事態収束の判断
被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好となっている。
- ⑤取組評価

職員会議

※情報共有

【重大事態】

県教育委員会

関係機関

教育委員会
警察
福祉関係
医療機関
S C ・ S S W

※指導・支援

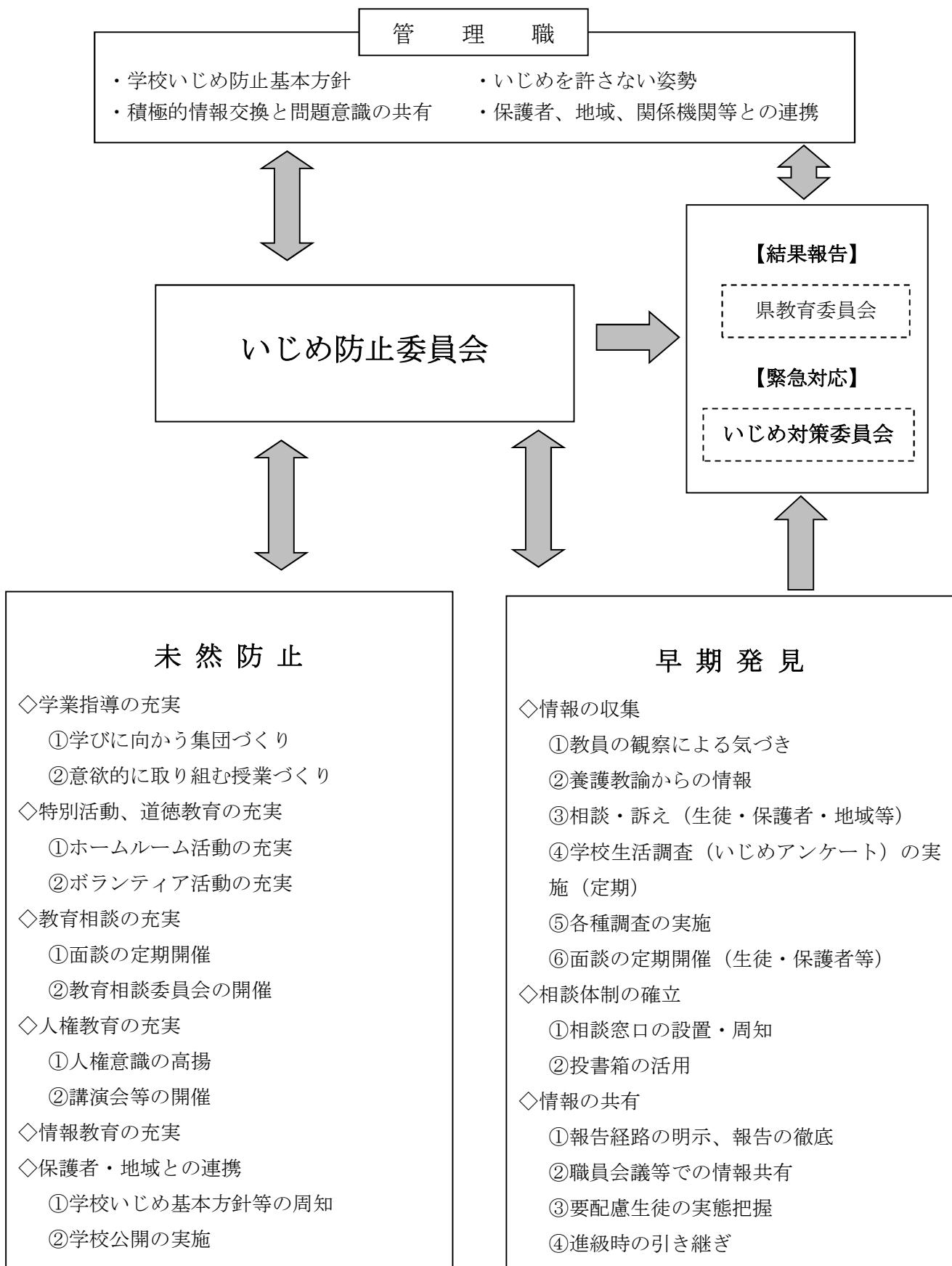
対応継続

日常の指導体制

収 束

継 続

組織的な取組



担任との面談の実施（いじめの未然防止・早期発見のためのポイント）

（1）いじめの未然防止

① HR 担任及び全職員

- ・常日頃より「**いじめは人間として絶対許されない**」という雰囲気をHR全体に醸成する。
- ・直接的な加害側でなくとも、見てみぬ振りをする行為も、いじめを肯定する事を理解させる。また、傍観者から抑止する行動を取るよう促す。
- ・特に、実験・実習など農場における生徒の普段とは異なる変化を実習助手も注意深く観察し、声をかけるなど作業を通じて生徒に寄り添った行動をとる。

② 養護教諭

- ・職員会議や学校保健委員会などで、**命の大切さ**を取り上げる場面をつくる。

③ 生徒指導

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の**共通理解**を図る。
- ・常日頃より情報交換と記録の整理をする。

④ 管理職

- ・全校集会などで「**いじめは人間として絶対に許されない**」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の大切さを伝える。また生き物を扱う農業高校として**命の大切さを学ぶことの意義**を伝える。

（2）いじめの早期発見

① HR 担任及び全職員

- ・生徒との信頼関係を築き、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

② 養護教諭

- ・保健室利用者との会話から、生徒が示す小さな変化や危険信号を察知し、機会を捉え相談に乗る。

③ 生徒指導

- ・定期的な学校生活調査（いじめアンケート）や相談体制を取る。
- ・校外の関係機関と緊密な連絡をとり、外部からの情報をいち早く得る。
- ・登校指導や校内巡視から、通常の状態であるか確認する。

④ 管理職

- ・生徒、保護者、教職員の指導体制を定期的に点検する。

教育相談・面談記録

面談月日	令和 年 月 日 () : ~ :			面談者	
面談対象	クラス	H R		氏名	

面談に至った経緯

対象生徒の人間関係（クラス・家庭）※面談に関わる人物を記載

対象生徒の主張（整合性も含めて）

経過（面談後の様子、変化）

今後の指導や方針について（関係分掌・関係機関との連携の有無）

※状況によってページ数の増設や補足等、一切制限しない。

いじめられている生徒・いじめている生徒の学校生活におけるサイン

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校するか。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなり、持ち物にいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

生活の中心となる教室・家庭でのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通ったりし、教室の中の様子に注意を払い、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起ると特定の生徒の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。

- 壁や黒板等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

多くの子どもたちは、いじめのことを誰にも相談できずにいます。言葉では伝えられなくても、いじめがあれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度が現れます。日ごろから、子どもの状態の変化を観察し、子どものサインに早めに気づくことが大切です。

(1) いじめられている生徒の場合

サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらななかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがあつたりする。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。

- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。

- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。

(2) いじめている生徒の場合

サ イ ン

- 言葉遣いが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

学校いじめ防止プログラム

学期	月	実施内容 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主幹 (だれが)
1	4	基本方針確認、共通理解	職員会議	職員	校長、生徒指導
	4	生徒への周知（相談窓口設置）	全校集会	生徒	生徒指導
	4	モラル講座 (安心安全なネット利用)	全校集会	生徒	生徒指導
	4	個人面談	各HR	生徒	HR担任
	5	第1回学校評議員会	学校評議員会	学校評議員	校長、生徒指導
	5	携帯端末のトラブル防止	各HR	生徒	生徒指導
	6	学校生活（いじめ）調査作成	職員会議	教職員	生徒指導
	7	学校生活（いじめ）調査実施	各HR	生徒	生徒指導
	7	いじめ防止委員会	特別委員会	教職員	教頭
	7	登校時一声運動	登校時	生徒	生徒指導、PTA
2	8	夏休みの振り返り	各HR	生徒	HR担任
	9				
	10				
	11	学校生活（いじめ）調査作成	職員会議	教職員	生徒指導
	12	学校生活（いじめ）調査実施	各HR	生徒	生徒指導
	12	いじめ防止委員会	特別委員会	教職員	教頭
3	12	2学期の振り返り	各HR	生徒	HR担任
	1	学校生活（いじめ）調査作成	職員会議	教職員	生徒指導
	2	第2回学校評議員会	学校評議員会	学校評議員	校長、生徒指導
	3	学校生活（いじめ）調査実施	各HR	生徒	生徒指導
	3	いじめ防止委員会 (いじめ防止基本方針の見直し等)	特別委員会 職員会議	教職員	教頭 生徒指導
	3	1年間の振り返り	各HR	生徒	HR担任
	3	ネットマナー講座	合格者説明会	合格者、保護者	生徒指導

※通年：命を大切にする心を育む県民会議（挨拶・声掛け運動）

※通年：職員による登校指導（挨拶・声掛け・生徒の様子の変化を見つける）